



5月のもうすぐママ・パパ教室

専用フォーム



Table with 4 columns: Course name, Content, Date/Time, Venue. Includes details for 1st and 2nd courses.

令和5年8~10月に初めて出産を迎える母親・父親 各申し込み順30組程度 専用フォームから申し込み 健康推進課 ☎441-6081

7~9カ月児のもぐもぐ離乳食講座

専用フォーム



5月2日(火)午後1時40分~3時 文化会館たづくり西館保健センター2階 令和4年8~10月生まれの子どもと保護者 離乳食のすすめ方、上手な食べさせ方、生活リズムなど 申し込み順30組 4月5日(火)午前9時~28日(金)午後5時に専用フォームから申し込み 健康推進課 ☎441-6081

手当額の改定

◎児童扶養手当(月額)

令和5年4月分から(全国的に2.5%引上げ) ※児童扶養手当はひとり親家庭のための手当。手当額改定後の児童扶養手当証書が必要な場合は要申し込み 4万3070円~1万160円→4万4140円~1万410円 2子加算/1万170円~5090円→1万420円~5210円 3子以降加算/6100円~3050円→6250円~3130円

◎特別児童扶養手当(月額)

令和5年4月分から ※児童に障害がある家庭のための手当 1級/5万2400円→5万3700円 2級/3万4900円→3万5760円 子ども家庭課 ☎481-7093

児童手当(特例給付)の認定請求

電子申請



令和3年中の所得が上限額を超過し、児童手当(特例給付)が支給されていない方の令和4年中の所得が上限額未満となった場合、令和5年6月分から児童手当(特例給付)を受給できます。手続きが6月以降となった場合、支給できない月が発生する場合があります。

まちの話題

アラムコ・アジア・ジャパン(株) 市内保育園に手作り鉄琴の寄付

市と20年にわたり交流があるサウジアラビア王国の国営企業アラムコの日本現地法人であるアラムコ・アジア・ジャパン(株)から、市内保育園に子ども向けの鉄琴をご寄付いただきました。



この鉄琴の制作は、障害のある方の雇用促進にも役立てられています。 文化生涯学習課 ☎481-7139



申請書(市HPから印刷可、または子ども家庭課(市役所3階)で配布)を直接または郵送・電子申請で5月31日(水)(必着)までに〒182-8511市役所子ども家庭課 ☎481-7093

産後ケア事業 デイサービス型・アウトリーチ型の利用可能日を拡充



4月から、アウトリーチ型で土・日曜日、祝日の利用が、デイサービス型では一部施設で土曜日(祝日除く)の利用が可能となりました。

生後1年未満の乳児と母親(施設やサービスにより対象月齢は異なる)

詳細は市HP参照

施設・利用可能日一覧

Table with 4 columns: Facility, Day Service, Short Stay, Outreach. Lists various facilities and their service availability.

健康推進課 ☎441-6081

ジュニア・シニアリーダー講習会

5月~令和6年3月の月1回程度(主に日曜日) ジュニアリーダー:中学生、シニアリーダー:高校生 各講習会申し込み順20人 無料 筆記用具、タオル、飲み物、動きやすい服装 開講式/5月14日(日)午前9時30分~正午 教育会館3階 5月12日(金)※開講式当日の受け付けも可 申込書(社会教育課(教育会館1階)で配布または市HPから印刷可)を直接または郵送・FAXで〒182-0026小島町2-36-1教育会館社会教育課 ☎481-7488・☎481-7739

子ども家庭支援センターすこやか

〒182-0022 国領町3-1-38 ココスクエア2階 ☎481-7733(午前9時~午後5時) 専用HPあり

●サンデーコロバン

5月14日(日) ①午前9時45分~11時(受付9時45分~10時) ②11時15分~午後0時30分(受付11時15分~11時30分) 市内在住で令和4年5月1日~令和5年2月14日生まれの子どもと保護者 親子遊びなど

道路は遊び場ではありません

- 道路上で、子どもが当事者となる事故が増加しています。ボールや、スケートボードなどの遊具を使用して道路で遊ぶと危険ですので絶対にやめましょう。 ●子どもは身体が小さいため、自宅前の道路や駐車場で運転者から確認できない場合があります。 ●保護者がお手本となって、日頃から交通ルールの説明や交通安全に対する声掛けをお願いします。 調布警察署 ☎488-0110 交通対策課 ☎481-7454

各回40人程度(多数抽選) よだれかけ(表面に大きく名前と誕生日を明記)、母子健康手帳、バスタオル 4月6日(木)午前9時~12日(水)午後5時に、Eメール(要確認)で申し込み



令和5年度後期高齢者医療の保険料率決定

令和5年度は令和4年度と同じ保険料率です。令和4年中の所得をもとに計算し、7月中に「後期高齢者医療保険料率決定通知書」を送付します。

保険料が公的年金などから特別徴収されている方は、原則2月に特別徴収した金額と同額を4・6・8月に仮徴収します。仮徴収額が変更になる場合は別途通知をお送りします。

●後期高齢者医療保険料の軽減

所得の低い方の保険料を軽減しています。軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します。

Table showing total income brackets and corresponding reduction rates for equal share amounts.

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象。世帯の判定は当該年度の4月1日(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得日)時点で実施

※総所得金額等とは、前年の総所得金額と山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等(特別控除前)の合計。65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定

※公的年金または給与所得者の合計数とは、「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」世帯主と被保険者の合計人数

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が15万円以下の場合50%、20万円以下の場合25%所得割額を軽減します。

③被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減します。

Table showing reduction rates for equal share amounts based on years since joining insurance.

※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先 保険年金課 ☎481-7148

高齢者訪問理美容サービス

市内在住・在宅で要介護3以上かつ65歳以上の方 理容師または美容師が自宅を訪問し調髪※年度内4回まで(10月以降の申請は2回まで)

1回2000円

申請書(社会福祉協議会で配布、または社会福祉協議会HPから印刷可)と介護保険被保険者証の写しを〒182-0026小島町2-47-1社会福祉協議会 ☎481-7693へ郵送または持参